

電子複写不可

昭和二十年及び二十五年
久米島海軍部隊の戦闘、投降、指揮上進等関連史料

鹿山正 (久米島特設見張所長 海軍少尉)

防衛研究所図書館

④
陸上部隊
47

6 7 8 9 170 1 2 3 4 5 6 7 8 9 180 1 2 3 4 5 6 7 8 9 190 1 2 3 4 5 6

久米島陸戦隊の戦闘

二十年六月二十六日、米南西諸島攻撃団（指揮官I・N・キランド海軍少将）上陸隊第七十七師団（指揮官A・O・ブルース陸軍少将）が久米島に上陸して来た。

久米島守備兵力は電探見張所員（所長鹿山兵曹長）二十七名のみであったが、その後海軍航空隊不時着搭乗員三名、徴用員輸送任務を以て来島中の山根部隊（海軍設置隊員七名、同軍属二名）九名に加え、沖縄本島並びに慶良間列島脱出の陸軍軍人軍属（下士官兵二十名、軍属九名）二十九名を合わせ、敵上陸時の守備兵力は合計六十八名であった。尚同島には本来陸軍部隊の配備はなかつたのである。

六月二十三日、「沖縄戦勝利」の米軍放送宣伝により、指揮官鹿山兵曹長は沖縄本島戦の終局を承知していた。二十六日敵一ヶ師団の上陸を迫え、同日〇八二〇決別電を発信し、凡ての通信機を破壊、機密書類等を焼却した上、遊撃戦を展開した。

敵は飛行場三ヶ所を久米島に建設することを主任務としていた為、積極的攻撃には出て来ず、又沖縄本島の戦況も米軍に有利に展開し、久米島に新たに飛行場を建設することは中止されるに至った。この間散発的に続いた戦闘で戦死者が生じたが、七月敵攻撃部隊の一部が交代し、施設部隊も順次減少して行った。

八月三十日、久米島停戦予備交渉に於いて、日本の終戦確認の為米軍通信兵器の買占を申し入れ、爾後折衝を続けた。

九月二日、米軍情報将校二名が沖縄攻陥軍司令部の許可を得たと、米軍通信兵器を指定の場所に持参して来た。見張所員が之を自由に操作して、日本のラジオ放送を聞くことが出来た。この時耳に入ってきたのはのびのびとした天気予報に次いで東京湾、米戦艦ミズリー号上に於ける降伏調印式の実況放送であった。ここにおいて始めて日本降伏の事実を知り、停戦協定に相互調印したのである。

九月八日〇九〇〇久米島具志川村大原部落の松原に於いて投降式を行い、日本軍は自ら武装を解除、米軍に引き渡し、所定の収容所に収容された者は四十一名であった。

訣別電

全員最後ノ突撃ヲ敢
行ス。皇國ノ威風地
球全域ヲ靡カス日ヲ
祈リツツ神鬼トナリ
醜敵ノ全部ヲ殲滅セ
ントス。

天皇陛下萬歲

昭和二十年六月二十六日

〇八二〇 発信

久米島部隊 指揮官

沖繩方面根據地隊 司令部附
海軍兵曹長 鹿山正

昭和二十九年九月一日
投降條件

久米島米國陸軍部隊總指揮官
陸軍中佐 ジョージ・エルトン

一 本官、米國政府代表として久米島米國陸軍
總指揮官として左記條件に依り久米島日本
軍最高指揮官海軍軍曹長 鹿山正殿
又指揮下之部隊に投降すを承諾す

二 投降條件

一 全武装、貴官より押收スル事
二 私物及被服は押收セザル事
三 投降者ハセシムル會議、國際法に依り捕虜
トシテ公法に待遇スル事(衣食住及医療等)
ヲ保證スル事

米國政府ハ結局於テ捕虜ヲ連シ安全
ニ日本本土ニ送還スル事

三 投降之場所ハ日時ハ日本軍最高指
揮官海軍軍曹長 鹿山正殿ト本
官會議見席上決定スル事

亦前記各項 成立ハ昭和二十九年九月一日相互
署名に依り成立ス

右署名ス

John L. Thomas
JOHN L. THOMAS
Lt Col Inf
Commanding

DEPARTMENT
OF THE ARMY

RECEIVED AUG 14 1945

September 1st, 1945

CONDITIONS FOR SURRENDERING

John L. Thomas
Lt. Col Inf. Commanding
in Kumejima

1. I, representing Government of the United States and as the commanding officer of U.S. Army in Kumejima, hereby accept the surrender of Mr. Tadashi Kayama, Sergeant Major as the commander of Japanese Navy in Kumejima and his men under the following conditions:
2. Conditions for surrendering
 - (1) All of your arms are to be taken possession.
 - (2) Personal belongings and clothing of soldiers are to be remained in your side.
 - (3) Surrenderors are to be asured impartial treatment for food, clothing, sheltering, medical care, etc. as prisoners under the International Law of Geneva Conference.
 - (4) The U.S. Government shall finally send those prisoners back to homeland quickly and safely.
 - (5) Time and location of surrendering are to be settled between Mr. Kayama, Sergeant Major and commander of Japanese Navy, and me on meeting.
 - (6) The conditions above shall be valid on September 1st, 1945 after the signatures of both parties given on this document.

(Signature)

9170 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

Handwritten notes on the right page, including the date 昭和二十五年十一月十五日 and the name 鹿嶋. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.

昭和二十五年十一月十五日提出

賞書該苗指定の特免申請書

徳島県名東郡南井上村日南二七八

鹿嶋

大正元年十一月十四日

内閣總理大臣殿

私儀昭和二十四年政令第百九十九号の規定に基き、賞書該苗者としての指定の特免を申請します

一 内閣總理大臣 二十五年十一月二日の指定

二 賞書該苗者としての指定された理由 海軍に視察校

三 異議申立 無 謝款提起 無

昭和十八年十一月一日	佐世保第一海兵團准士官學生を命ず
昭和十九年三月三日	佐世保鎮守府附(佐世保海兵團長承命服務)
昭和十九年六月十日	才二六一海軍航空隊附を命ず
昭和十九年七月十日	佐世保鎮守府附を命ず
昭和十九年八月五日	佐世保海兵團長の命を承り服務すべし
昭和十九年八月十日	沖繩方面根據地隊司令部附を命ず
昭和二十年五月一日	佐海軍少尉
昭和二十年五月一日	補沖繩方面根據地隊司令部附
昭和二十年一月九日	豫備役被仰付

本人履歴は右の通りであるが昭和二十年五月一日特務士官に任用時の所轄は沖繩方面根據地隊司令部で所在地は沖繩小祿であり当時既に同地は激戦中のため内地との通信連絡は杜絶して任官の持令を通達することが出来ず終戦後本人が内地に復員する迄該任官を承認しなかつたものであることを證明す

昭和二十年十一月二十二日

佐世保地方復員残務處理部長 佐世保地方

證明願

徳島縣名東郡南村日南七八

鹿山

正

大正元年十一月十四日

昭和二十五年勅令第一号による意見書該處者として(海軍以規將校)指定されておたし昭和二十三年法務庁令第四十二号による届出未済り為徳島縣知事長より昭和二十五年三月三十日届出通知書を同年三月五日接受するも意見書該處者として指定されておたしを承知しなかつた旨を証明を申請申上す

昭和二十五年十一月十四日

鹿山

正

徳島縣南村日南七八

右款出の道へ相違世々之とて證明す
 昭和五年十二月十九日
 徳島縣東郡吉野村長 湯沢信成

	覚書該當指定・特免申請理由書 本籍地徳島縣石東郡南井上村日開二七八 現任所同 在	鹿山 正 大正元年十一月十四日生	一退職(終戦)時、所屬 沖繩方面根據地隊司令部附	一退職(終戦)時、勤務地 沖繩列島の久米島特設見張所	一退職(終戦)時、官職 久米島特設見張所長 海軍兵曹長
--	--	---------------------	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------------

一復員年月日

昭和三十一年一月九日

沖縄本島米軍收容所より来昭して神奈川県南質着復員

一復員後の官職

命令に依り、一階上進海軍少尉(特)任官

爾後農業に従事一中

一特免申請理由

前記々載の通り、私、海軍在職中、海軍特校にてこの職務を執りたり、
なく又復員後海軍少尉となりたりも、其、以前に於て海軍少尉となりたり、
こそ知らず給也、昭和三十年二月、以降勤務地に於ける連絡拒絶し
見張所、全員又給也、終、終、終、復員時其の事情を復員局に
申入、川久米島勤務隊員全員の給也を請求し、給也擔任廳

た、佐世保鎮守府の書類不備を理由に支給されず、現在に到りたり
亦終戦時の官職に於ても昭和三十年九月一日現地に於て米軍久米島改
略部隊指揮官との間に停戦協定投降約定書と複製両軍指揮官
記名サインの上取交しあり、其の時、官職は海軍兵曹長なり

在約定書の復員の際、東京復員局本部に提出し、在人に交付せられ現在在人
保管中なり(別紙字の通り、米軍は私の名義を渡しあり)

在の事情に依り、私は寛政談者としての條件を備へず、為に指揮官を受け、考毛頭
考へず依り官職も、恩見せず又何等の通知も接せざるに依り、昭和三十一年三月三日
附徳島縣地方課長より、届出に付す通知書と、今年三月十日接受初めて官職を
満全し、正規特校より、復指官と受り、異議申立期間満了となり、事を知り
今日七日届出に付す、遅延理由書を法務總裁に提出した、実情なり

爾後在在復員局に履正証明書複製と依頼、現在に到り、や、や、や

類收備特免申請手續を完了したものであります
以上の如く私に海軍在職中正規將校としての特権と待遇並礼遇を有する
権利を行使し義務を履行した事なく在人の承知せしむる内書類二覽
書該書者となり居り又特免申請の期向は在人の不注意と雖も真に
やむを得ざる以上の実情に依るものなりは特別の考慮ありて在申請受
理の上で審議解除あり人事を以て願申上す
特免申請理由右通り申す

昭和二十五年十二月十五日

在 鹿 山 正

外務総務大臣殿

終り(二)

寫

投降條件

昭和三十年九月一日

久米島米國陸軍部隊總指揮官

陸軍中佐 ジョージ・エル・トーマス

一本官ハ米國政府ヲ代表シ久米島米國陸軍ノ總指揮官トシテ
左記ノ條件ニ依リ久米島日本軍最高指揮官海軍兵曹長
鹿山 正殿及指揮下ニアル部下ノ投降ヲ受諾ス
ニ投降條件ト

イ、全武裝ヲ貴官ヨリ押收スルコト
ロ、私物及被服ハ押收セザルコト
ハ、投降者ハ心會議、國際法ニ依リ捕虜トシテ公

